

外国企業の会社設立手続き・必要書類

1. ビジネス形態、投資形態の選択

まず、外国企業がミャンマーでビジネスを行う場合には、次のようなビジネス形態が想定される。

I. 100%外国資本による企業設立

外国企業全額出資によるミャンマー法人の設立。①会社法（The Myanmar Companies Law, 2017）に基づく設立に加え、投資法（The Myanmar Investment Law, 2016）に基づくMIC¹許可又は是認（Endorsement）を取得する方法と②会社法に基づき設立する方法がある。いずれの方法によるかは、原則として任意に選択できるものの、投資分野や投資金額によっては①に基づき設立しなければならない。

さらに、③経済特区法（The Special Economic Zone Law, 2014）および会社法に基づき設立する方法がある。当該方法は、法律に基づき指定された経済特区内に法人を設立する場合にのみ認められる。

II. 合弁企業設立

外国企業または外国人とミャンマー国民または企業（民間または国営）との合弁。出資比率については、原則として、当事者の合意に基づき自由に定めることができる。しかし、投資法に基づきミャンマー会社との合弁が必須の業種については、特段の規定がない限り、外国資本の出資比率上限は80%である。下限については、規定は存しない。なお、合弁相手が民間企業の場合はミャンマー会社法に基づき、合弁相手が国営企業の場合は特別会社法（The Special Company Act, 1950）に基づき設立される。会社法においては、「外国会社とは、海外企業、外国人又はその両者によって直接的若しくは間接的に所有若しくは支配され、持分比率が35%超のミャンマーに設立された会社」と定義されている。すなわち、35%以内であれば外国人が株主に含まれていてもミャンマー会社として取り扱われることとなる。

III. パートナーシップによる事業

外国企業がパートナーシップ法（The Partnership Act, 1932）に基づきパートナーシップ契約を締結し、企業形態を取らずに行う合弁事業で、パートナーは無限責任を負う。天然ガス・石油・鉱物資源の開発でミャンマー国営企業と生産分与契約を結ぶケースが代表例であり、開発品は契約上の割合で分与される。しかし、現在はパートナーシップ法は廃止されていないものの、ミャンマー企業であるか外国企業であるかを問わず、パートナーシップの登録をMIFER（Ministry of Investment, Foreign Economic Relations: 投資・対外経済関係省）の部局であるDICA（Directorate of Investment and Company Administration: 投資企業管理局）は行っていない。また、投資法の投資許可もなされない模様である。なお、2018年5月にDICAのHP上でPartnership Lawのドラフトが公開されている。

IV. 海外法人（支店）・駐在員事務所の設立

会社法上、海外法人（Oversea Corporation）についての定義などが規定されているが、投資法上は明記されていない。法人格は外国企業（親会社）である。海外法人、駐在員事務所（Liaison Office）を設置する場合においても、現地法人の設立の場合と同様に会社法に基づき設立の申請手続を行う。なお、本邦・親会社では駐在員事務所としての進出であっても、当地会社法上は金融機関等一部の例外を除き「海外法人」として登記されるケースが一般的である。

V. ローカル企業との提携

ローカル企業に製造設備・機械を貸与または販売し、原料を供給し、製品を輸出する形態が一般的である（委託加工貿易の形態）。

上記、I、II、IVのビジネス形態を選ぶ場合、外国企業としては、会社（海外法人を含む）を設立する必要がある。

¹ MIC（ミャンマー投資委員会：Myanmar Investment Commission）のこと。MICは、投資提案書の審査、投資家からの苦情に対する必要な対応、連邦政府及び大統領に対して3ヶ月毎の状況報告、MIC許可書の発行等の権限および義務を有する。

ある。会社法上、「30日以内に完了する独立の取引であり、適時に繰り返される多数の同様の取引ではない」場合にはミャンマーで事業を行っているともみなされない旨規定されている。反対解釈からは、それ以上の期間の取引や繰り返される取引を行う場合には、会社を設立する必要があると解される。その際、原則として次のいずれかを選択することになる。ただし、c)の方法については、2023年11月16日時点においては、ティラワのみが現実的な進出候補地であり、ダウエイおよびチャオピューは経済特区候補地であるものの、いずれも整備は完了しておらず、実際に選択肢となり得るには時間を要する。

また、環境影響評価が必要となる事業等の一部の業種や投資額によっては a)の方法によらなければ事業を行うことができない。さらに、2017年4月10日投資規制業種通達 (MIC Notification No.15/2017, List of Restricted Investment Activities) において、当該規定に基づく制限を受ける (詳細後述)。なお、これまで禁止または規制された業種を規定していたミャンマー投資委員会より発布された通達第26号/2016は、本通達により廃止された。

- | |
|---|
| <p>a) MIC 又は州・管区委員会に申請し、投資法に基づく MIC 許可又は是認を受けた上、DICA において会社法に基づく登記を行う場合 (一般に、MIC Permitted Company と呼ばれる)。</p> <p>b) MIC の許可を得ず (投資法によらず)、DICA において会社法に基づく登記を行う場合。</p> <p>c) 経済特区法に基づき、管理委員会から許可を受ける場合。</p> |
|---|

上記の a) または b) のいずれを選択するかを検討する際の考慮要素としては、主に①投資法の恩恵を受ける必要性、②手続きに要する時間および手続的負担、③初期投資額である。

- ① 投資法の恩恵を受ける必要性に関して、投資法では、優遇措置として、租税減免措置の恩典 (第18章、詳しくは「税制」の項目にて解説) や土地の長期の賃借権 (最大50年、さらに、10年の延長を2回行うことができる。) 等が存在する。製造業等においては長期の土地賃借が必要であるため、投資法の恩恵を受ける必要性が高い。ただし、租税減免措置については、所得税の免税は、2017年4月1日に発布された投資促進分野通達 (MIC Notification No.13/2017, Classification of Promoted Sector) で定める投資促進分野に該当する投資に対してのみ付与され、複数の基準があるが、そのうちの1つの基準として30万ドルを超える額の追加資金の支出が必要となる。

② 手続きに要する時間に関して、a) の場合には、b) の場合と異なり、会社法に基づく登記に加え、投資法に基づく MIC 許可又は是認を取得する必要がある。そのため、a) の場合には、必要書類が増加し、かつ、一般に投資法に基づく MIC 許可又は是認は会社法に基づく登記以上に取得までに時間を要する。

③ 初期投資額に関して、投資法上は、最低資本金が規定されていない。しかし、租税優遇措置を享受するためには、30万ドルを超える額が必要となる。他方、現在の会社法上は最低資本金額の制限は存在しない。したがって、a) の場合には、b) の場合よりも多額の初期投資が必要となる可能性が高い。

c) の場合、①に関して、a) と比し、より手厚い租税減免措置 (第8章ないし第10章) や土地の長期の賃借権 (最大50年、さらに25年の延長を行うことができる。) が認められる。また、2014年10月1日に公布された国家計画経済開発省通達2014年第81号上は、②に関して、申請後30日以内に投資を認可するか否かの判断を行うとされており、③についても業種毎に以下のとおり最低資本金又は最低基準が規定されている。

- | |
|---|
| <p>① フリーゾーン内の輸出型製造業の場合、製品の75%以上を輸出する必要があり、75万ドル</p> <p>② フリーゾーン内又の輸出型製造業の支援事業の場合、製品の80%以上をフリーゾーン内の輸出製造事業に販売する必要があり、30万ドル</p> <p>③ フリーゾーン内の貿易又は製品輸出関連サービス業の場合、50万ドル</p> <p>④ フリーゾーン内の支援事業の場合、8万ドル</p> <p>⑤ フリーゾーン内の国際展示場の場合、1,000万ドル</p> <p>⑥ プロモーションゾーン内の製造業の場合、30万ドル</p> |
|---|

- ⑦ プロモーションゾーン内のサービス業の場合、30万ドル
- ⑧ プロモーションゾーン内のショッピングモール、コンドミニウム、住宅の建設を含む不動産事業の場合、500万ドル
- ⑨ プロモーションゾーン内のホテルの場合、3つ星レベル以上
- ⑩ プロモーションゾーン内の職業訓練学校、専門学校、教職学校の場合、200万ドル
- ⑪ プロモーションゾーン内の病院の場合、100床以上かつ最新の治療器具、検査機器、研究室、手術室を有すること

投資法によらないb)を選択・該当した場合は、会社法に基づき、会社を設立することになる。

また、会社の種類としては、次の3種類が存在するが、①の「有限責任株式会社」が、ミャンマー国民および外国人が設立する一般的な形態である。

会社法が基本法であり、下記3種類の会社が規定されている。

①有限責任株式会社 (Company limited by shares)

外国投資家は100%外国資本で、または現地投資家と合併で株式有限責任会社を設立できる。株式有限責任会社には「非公開会社」と「公開会社」があり、その定義は以下の通りである。なお、外国会社は通常は有限責任株式会社の非公開会社の形態を採っている。

○非公開会社 (Private Company)

(I)株主50名以下、(II)株式、社債又はその他の証券の引き受けの公募が禁止されている、(III)定款によって株式譲渡に制限を課することができる3つの要件を満たす会社である。

○公開会社 (Public Company)

非公開会社でない会社である。株主の人数について制限はない。

②有限責任保証会社 (Company limited by guarantee)

定款により、各株主が引き受けた清算時において会社財産に対して清算出資すべき金額の限度に、株主の責任が制限される会社である(会社法6条(a)(ii))。

③無限責任会社 (Unlimited company)

株主の責任に関して何ら制限が無い会社である。

なお、次の分野の事業については、特別な許認可を必要とするので注意が必要である。加えて、2002年から外国会社が「貿易業」として企業登記することが凍結され、ミャンマー現地企業(注1)のみ貿易業としての登記が可能であったが(注2)、徐々に、外国会社に対して開放され、先行して一部の分野(農業用肥料、種子、殺虫剤、医療用機器及び建設資材の貿易など)においては外国会社においても貿易業が可能となった。さらに、2018年に商業省より一定の要件のもと、外国会社であっても小売及び卸売のライセンスが認められ、これらのライセンスを取得した場合、外国会社であっても輸入が可能となった。また、委託加工業者(CMP Company(注3))および製造業者の場合は、外国会社であっても、原材料、加工品等の輸出入は可能である。

注1) 会社法上は外国資本が35%以下の会社はミャンマー会社として扱われる。しかし、旧会社法下では1株でも外国資本が入った会社は外国会社として扱われていたこともあり、実際に全ての分野でそのように扱われるかは各管轄省庁の判断による。

注2) 2017年4月10日付け投資規制業種通知において、小売及び卸売についても、商業省の許可を取得することを条件として外国会社にも認められる旨規定された。但し、店舗面積が10,000平方フィート又は929平方メートル未満のミニマート、コンビニエンスストアについては外国会社は認められない。2018年5月9日、商業省は卸売及び小売事業を外国会社に開放する内容の通達を發布した(2018年5月9日付商業省通達第25号)。本通達は一定の品目に限らず、全面的に卸売及び小売事業を外国会社に認め(制限・禁止品目は除く)、どのような基準で許可が認められるかなどを規定している。さらに、2018年7月26日に商業省はNewsletter2018年2号及び3号を發布し、当該Newsletterにおいて必要な初期投資額の詳細などを規定した。Newsletter2018年3号は、2021年11月12日付商業省通達第19号で廃止された。

注3) CMP Company...Cutting, Making and Packingの略で、委託加工業者のことを言う。輸入した原材料をすべて加工して輸出

したうえ加工賃収入を得る業態で、一般に縫製業等に多い。輸入免税で、かつて徴収されていた10%の輸出税は現在廃止されている。この形態を希望する場合は、会社登記を行った上で、MICに申請し、租税優遇措置の是認を得ることで、原材料輸入の免税を得ることができる。

I. 国営企業法に基づき民間参入が制限される分野

下記12分野の事業は国営企業法に基づき原則として民間企業の参入は認められない。しかし、政府により認められた場合には、民間企業であっても参入し得る。

- a) チーク材の伐採とその販売・輸出
- b) 家庭消費用薪材を除くすべての植林および森林管理
- c) 石油・天然ガスの採掘・販売
- d) 真珠・ひすい、その他宝石の採掘・輸出
- e) 魚・エビの養殖
- f) 郵便・通信事業
- g) 航空・鉄道事業
- h) 銀行・保険事業
- i) ラジオ・テレビ放送事業
- j) 金属の採掘・精錬と輸出
- k) 発電事業
- l) 治安・国防上必要な製品の生産

II. 投資法に基づき制限が課されている分野

2017年4月10日 投資規制業種通達において、①「連邦政府のみが実施するものとされている投資活動」9業種、②「外国投資家による実施が許されない投資活動」12業種、③「ミャンマー国民又はミャンマー国民が有する事業体との間の合弁投資の形でのみ外国投資が認められる投資活動」22業種、④「関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動」126業種の合計169業種が規定されている。

(A) 連邦政府のみが実施するものとされている投資活動

シリアル番号	投資事業の種類	産業コード
(1)	(2)	(3)
1	政府による適宜の通知にて明記される安全及び防衛のための製品の製造	ISIC 2520
2	国防のための武器及び弾薬の製造及び関連事業	ISIC 2520, CPC447
3	国の郵便切手の発行 連邦国家の代理として、郵便局職員によってのみ行われる郵便集荷所 ² 、郵便ポストの設置と賃貸	ISIC1811, 1812 CPC 326
4	航空交通事業	定義/範囲を参照
5	航空機操縦事業	CPC 6752
6	炭素排出削減に関する事業を除く天然林及び森林地域の管理	CPC 7221/72212
7	ウラン、トリウムなどの放射性金属の実用性研究及び生産	ISIC 0721/07210
8	電力システムの制御	CPC 8631
9	電気事業の検査	CPC 8631

² 英語版では「Post office」と記載されているが、ミャンマー語版では郵便集荷所と記載されている。

(B) 外国投資家による実施が許されない投資活動

シリアル番号	投資事業の種類	産業コード
(1)	(2)	(3)
1	ミャンマー語を含む民族の言語で書かれた雑誌の出版及び配布	ISIC5813, CPC 3241, 8911, 8912
2	淡水漁業及び関連事業	ISIC0312, CPC0421, 8615
3	動物の輸出入に関する検疫所の設立（家畜改良獣医局は、動物の検査及び許可証の発行を担当するものとする。）	CPC8352, 8359, 8612
4	ペットケアサービス	CPC8351, 86129
5	森林地域及び政府が管理する自然林からの林産物の生産	ISIC0220, 0230
6	鉱業法に基づき、中小規模事業のための鉱物の探鉱、採掘、実現可能性調査、生産	ISIC0510, 0520, 0710, 0721, 0729, 0990
7	中小規模での鉱物の精製	ISIC2410
8	浅い油井の引き上げの実施	ISIC0610
9	外国人に対するビザや滞在許可のステッカーの印刷及び発行	ISIC5819, CPC89122, 91210
10	翡翠、宝石用原石の探鉱、採掘、生産	ISIC0990, 3211
11	ツアーガイドサービス	CPC8555
12	ミニマーケット、コンビニエンスストア（床面積は（100 フィート×100 フィート）10,000 平方フィートまたは 929 平方メートル未満でなければならない）	CPC62

(C) ミャンマー国民又はミャンマー国民が有する事業体との間の合弁投資の形でのみ外国投資が認められる投資活動

シリアル番号	投資事業の種類	備考	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
1	魚の水揚げ場所/ 漁港、魚の競り市場の建設	水産局の法律、手続、指示および規則に準拠して実施しなければならない。	ISIC5210
2	漁業に関連する調査活動	水産局の法律、手続、指示および規則に準拠して実施しなければならない。	CPC8114
3	動物診療所	家畜改良獣医局の法律、手続、指示および規制に準拠して実施しなければならない。	CPC8351, 8352, 8559

4	農業用地での作物の栽培、それらの地元の市場への流通及び輸出		ISIC 011/0111, 0112, 4631, 46312, 4759, 47593
5	プラスチック製品の製造及び国内におけるマーケティング		ISIC1511, 1512, 1520, 46312, 4759, 47593
6	入手可能な天然資源を用いた化学品の製造及び国内での供給		ISIC2011, 202, 46312, 4759, 47593
7	可燃性固形及び液体、気体燃料やエアロゾル（アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香水、消臭剤、虫スプレー）の製造及び国内での供給		ISIC201, 202, 46312, 4759, 49593
8	酸化剤（酸素、過酸化水素）、圧縮ガス（アセトン、アルゴン、水素、窒素、アセチレン）の製造及び国内マーケティング		ISIC201, 202, 46312, 4759, 47593
9	腐食性化学用品（硫酸、硝酸）の製造及び国内マーケティング		ISIC201, 2012, 46312, 4759, 47593
10	圧縮、液体、固形状を含む産業化学ガスの製造及び流通		ISIC201, 202, 46312, 4759, 47593
11	ビスケット、ウェハース、全ての種類の麺、バーミセリなどの穀物製品の付加価値製造及び国内流通		ISIC1074m, 46312, 4759, 47593
12	甘味、ココア、チョコレートを含む全ての菓子類の製造及び国内流通		ISIC1073, 46312, 4759, 47593
13	牛乳及び乳製品を除く、食料品の製造、保存、缶詰め、加工、国内流通		ISIC1075, 46312, 4759, 47593
14	麦芽、麦芽酒の製造及び国内流通 ³		ISIC1103, 46312, 4759, 47593
15	すべての種類の蒸留酒、アルコール、アルコール飲料、ノンアルコール飲料の製造、蒸留、ブレンド、 ⁴ 瓶詰め、国内流通		ISIC1101, 1102, 46312, 4759, 47593
16	全ての種類の精製氷の製造及び国内流通		ISIC1079, 46312, 4759, 47593
17	全ての種類の精製飲料水の製造及び国内流通		ISIC1105
18	全ての種類の石鹼の製造及び国内流通		ISIC2023/20231, 46312, 4759, 47593
19	全ての種類の化粧品 ⁵ の製造及び国内卸売		ISIC2023/20232, 46312, 4759, 47593
20	住居用アパートメント及びコンドミニアムの開発、販売及びリース		ISIC4100/41001, 6810, CPC5411, 7211
21	現地ツアーサービス		CPC8554
22	患者の海外の病院への搬送エージェント		CPC93121

³英語版には「Non-aerated products」と記載されているが、ミャンマー語版に該当する記載はない。

⁴英語版には「精留（rectifying）」が含まれるが、ミャンマー語版に該当する記載はない。

(D) 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動

シリアル番号	投資事業の種類	制限	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
1	内務省の許可を得るべき投資事業		
1	麻薬及び向精神薬を使用して製造される医薬品の製造及び流通	制御された前駆体化学物質の監督に関する規則に準拠して実施しなければならない	ISIC2100
2	情報省の許可を得るべき投資事業		
1	印刷媒体と放送メディア事業の相互資本参加		ISIC6010, 6020, CPC 8912, 846, 9616
2	外国語における定期刊行新聞の発刊		ISIC1811, 5813, CPC3241, 8911, 8912
3	FM ラジオ番組の放送		ISIC6010, CPC8461, 8462
4	DTH (Direct to Home) 番組の放送		ISIC6020, CPC846
5	DVB-T2 番組の放送		ISIC6020, CPC846
6	ケーブルテレビ		ISIC6020, CPC846
3	農業畜産灌漑省の許可を得るべき投資事業		
1	水産資源、魚の種類に関する投資		ISIC03
2	海洋漁業		ISIC0311
3	獣医学生物学製品の製造及び流通	家畜改良獣医局の法律、手続き、指示、規制に準拠して実施しなければならない。	ISIC2100
4	獣医薬品の製造及び流通	家畜改良獣医局の法律、手続き、指示、規制に準拠して実施しなければならない。	ISIC2100
5	商業用畜産農業	家畜改良獣医局の法律、手続き、指示、規制に準拠して実施しなければならない。	ISIC014/0141, 0142, 0143, 0144, 0145, 0146
6	繁殖用畜産と孵化場 (家禽)	家畜改良獣医局の法律、手続き、指示、規制に準	ISIC0146

			拠して実施しなければならない。	
	7	動物の育種に関する遺伝子研究、遺伝子保存、流通	家畜改良獣医局の法律、手続き、指示、規制に準拠して実施しなければならない。	ISIC014, 0162(01620), 7500
	8	動物の育種(繁殖動物、凍結精子、ストローおよび胚)の輸入、生産、マーケティング	家畜改良獣医局の法律、手続き、指示、規制に準拠して実施しなければならない。	ISIC014, 0162
	9	動物用飼料及び動物製品の安全性に関する検査サービス	家畜改良獣医局の法律、手続き、指示、規制に準拠して実施しなければならない。	CPC8112(81121), 8351, 83520
	10	動物の病気診断に関する検査サービス	家畜改良獣医局の法律、手続き、指示、規制に準拠して実施しなければならない。	CPC8351, 83520
	11	動物の健康の調査及び監視に関するサービス	家畜改良獣医局の法律、手続き、指示、規制に準拠して実施しなければならない。	CPC8351. 8352
	12	種の輸入、生産、国内マーケティング、再輸出		ISIC0164, 46312, 4759, 47593
	13	様々な種類の植物の輸入、生産、流通		ISIC0130, 46312, 4759, 47593
	14	農業用殺虫剤、肥料、ホルモン等の製造、保管、流通、輸出		ISIC2021, 2012, 46312, 4759, 47593
	15	混合種の生産及び輸出		ISIC0164
	16	農業のための検査サービス		CPC0161
	17	農業及び農業用製品の研究		CPC8114
	18	季節性作物の生産		ISIC01/011
4		運輸通信省の許可を得るべき投資事業		
	1	車両登録に関する検査		CPC6799
	2	自動車運転訓練学校事業		CPC6799
	3	新しい線路、駅、鉄道運行に関		ISIC421/4210, 410/4100

		する建物の建設		
	4	鉄道運行		CPC6739
	5	機関車、客車、貨車、部品の製造及びメンテナンス、鉄道のメンテナンス		ISIC3020, 3315
	6	鉄道運行に使われる電力の発電		ISIC3510, 35101
	7	鉄道輸送に関するドライボートサービス		ISIC4220/42909, CPC53112
	8	郵便事業		CPC681
	9	通信事業		ISIC612, 613, 619
	10	衛星通信製品の製造及び流通		ISIC2639, 46312, 4759 (47593)
	11	レーダー通信製品及び関連器具の製造及び流通		ISIC2639, 46312, 4759 (47593)
	12	ラジオ通信製品の製造及び流通		ISIC2639, 463121, 4759, 47593
	13	モバイル端末及び電話の製造、及び国内マーケティング		ISIC2632, 46312, 4759, 47593
	14	民間航空訓練サービス		定義/範囲を参照
	15	航空機の修理及びメンテナンスサービス		定義/範囲を参照
	16	空港ホテルサービス		定義/範囲を参照
	17	空港地上支援サービス		定義/範囲を参照
	18	航空輸送サービスの販売及びマーケティング		定義/範囲を参照
	19	コンピュータ予約システム (CRS) サービス		定義/範囲を参照
	20	乗務員によるサービスの付帯しない航空機のリース		CPC73116
	21	乗務員によるサービス付きの航空機のリース		CPC66031
	22	航空貨物輸送サービス		定義/範囲を参照
	23	機体メンテナンスサービス		定義/範囲を参照
	24	(飛行機の乗降用) 移動式階段に関するサービス		定義/範囲を参照
	25	乗客対応サービス		定義/範囲を参照
	26	手荷物の取扱サービス		定義/範囲を参照
	27	貨物の取扱サービス		定義/範囲を参照
	28	燃料補給サービス		定義/範囲を参照
	29	空港安全サービス		定義/範囲を参照
	30	空港建設、整備、管理、運営		CPC53122, 53213, 54122, 54619
	31	国内航空輸送サービス		定義/範囲を参照
	32	国際航空輸送サービス		定義/範囲を参照
	33	航空機関連品のリース		ISIC7730, CPC7312
	34	海洋教育及び訓練センター		CPC92919
	35	船舶及び海上構造の建造及び		ISIC3011, CPC6751

		修理のために操業可能な造船所	
	36	乗客の沿岸及び内陸水路輸送サービス	CPC6423, 6412
	37	貨物の沿岸及び内陸水路輸送サービス	CPC6521, 6522
	38	水路輸送支援サービス	CPC652
	39	乗客の国際輸送サービス (沿岸を含まない)	CPC6423
	40	貨物の国際輸送サービス (沿岸を含まない)	CPC6521
	41	乗合員を付帯しない大型船のリース	CPC73115
	42	乗合員付き大型船のリース	CPC6602
	43	曳船、曳航船サービス	CPC65219, 65229
	44	船舶解体サービス	CPC94312
	45	船舶の仲介サービス	CPC67910/ISIC5229
	46	船舶の基準に関する調査及び検査	CPC67990
	47	スイッチバック/船台、造船所、乾ドック/係船ドック、棧橋及び浮棧橋の建設、河川と入江の境界、堤防の境界、海岸の境界での排水路による船舶の着陸	ISIC4290
	48	堤防の境界及び海岸の境界における倉庫、土壌、タンク、コンテナヤード及び港関連インフラの建設	ISIC4100
	49	内陸河川港の建設	ISIC4290
	50	水路の保全及び改善活動	CPC54232
	51	港湾地域及び港湾制限区域の拡張	ISIC4290
	52	港及び水路に関するサービス	CPC5222
	53	沈没船救助サービス	CPC6753
	54	運送会社サービス	CPC5229
	55	深海港及び国際多目的港	ISIC4290
5		天然資源環境保全省の許可を得るべき投資事業	
	1	政府が管理する森林地及び森林に被われた土地における木材の採収 ⁵	ISIC0220
	2	森林プランテーションの設立 (チーク、材木、竹、籐等) ⁶	ISIC02101, 02102

⁵英語版では「Disposal of the Government」と記載されている。

⁶英語版では「長期賃貸用の森林地 (予備林および保護された公有林) にて生産目的での森林プランテーションの設立」と記載されている。

	3	木材産業及び関連サービス(制限 - 森林プランテーションを設立しなければならない)		ISIC02101, 02102, 16
	4	エコツーリズム		ISIC791, CPC855
	5	遺伝子組み換え作物及び遺伝子組み換え生物の輸入、増殖及び販売		ISIC0164
	6	高品質で希少な植物種の遺伝的優性種子、胎芽、組織等の繁殖、培養、生産に関する高度技術研究及びサービス		ISIC7210
	7	植林業における高度技術、研究、人的資源の開発		ISIC024, 7210, CPC8140
	8	商業目的での野生動植物の種の輸出入、繁殖、生産		ISIC01, 01499
	9	鉱物の大規模生産のための外国投資での、探査、採掘、実現可能性調査、生産		ISIC0710, 0729, 0899, 0990
	10	鉱物の生産のための国内投資による鉱物の探査、採掘、実現可能性調査及び小中大規模生産		ISIC0710, 0729, 0899, 0990
	11	外国投資による宝石用原石、宝石、規制製品の製造及びマーケティング		ISIC3211
	12	国内投資による宝石用原石、宝石、それらの製品の採掘、製造、マーケティング		ISIC0899, 3211, 3212
	13	真珠の培養及び生産		ISIC03118, 3211
	14	オゾンに影響を与える物質を産出する事業		ISIC25
	15	紙用パルプの大規模製造		ISIC1701
6		電力エネルギー省の許可を得るべき投資事業		
	1	大規模電力事業(電力法に基づく30メガワット以上を発電する電気事業)		ISIC3510, 35101
	2	電力システムに接続される全ての電気事業		ISIC35102
	3	全ての種類の海上プラットフォームの建設及び設置、関連事業としての輸入、生産、建設、設置		ISIC2511
	4	石油、ガス、石油製品の輸出入、輸送、保管、流通、販売、関連事業としての貯蔵タンク、船積港及び陸揚げ港、パイプライン、関連機械・設備及び建物		ISIC2512

		の建設、施工		
	5	様々な種類の精製所の建設、古い精製所の管理、アップグレード、作業の実施		ISIC41002
	6	地質学的及び地質学的方法による石油及びガスの探査、解析、関連事業としての設備、付属品、取り付け部品の輸入、生産、建設、設置		ISIC0910, 0991, 7120
	7	石油・ガスの採掘、生産、検査、関連事業としての設備、付属品、取り付け部品の輸入、製造、建設		ISIC0910
	8	石油・ガスの輸送及びパイプライン網の建設、関連事業としての設備、付属品、取り付け部品の輸入、製造、建設、設置		ISIC0910
7		工業省の許可を得るべき投資事業		
	1	ワクチンの製造		ISIC2100
8		商業省の許可を得るべき投資事業		
	1	小売業		CPC62
	2	卸売事業		CPC61
9		保健スポーツ省の許可を得るべき投資事業		
	1	私立病院事業		ISIC8620
	2	私立総合保健事業		ISIC8620, CPC93121
	3	民間モバイル医療サービス		CPC93121
	4	民間ケアシェルターサービス		ISIC8710 (87102), CPC93210, 93221
	5	民間の伝統医療病院		ISIC8620 (86201)
	6	民間の伝統的医療診療所		ISIC8620 (86201)
	7	民間の伝統医薬品、医薬製品の製造		ISIC2100 (21001, 21002)
	8	伝統的医薬品の製造		ISIC2100 (21001, 21002)
	9	伝統的な医薬原料の取引 (薬草から作られたもの)		ISIC4620 (46202), 4642 (46421), 4772
	10	伝統的な薬草の栽培と生産		ISIC0128
	11	伝統医学の研究および検査	この事業は、伝統医療局研究開発課又は医学研究局の専門家とともに実施されなければならない。	CPC81130
	12	ワクチンおよび診断テストキットの製造に関する研究	この事業は、医学研究局ワクチン研究課とともに実施されな	ISIC2100, CPC81130

			ればならない。	
10		建設省の許可を得るべき投資事業		
	1	建設省が管理する道路及びすべての並列する新規車線、迂回路、これらの道路につながる連結部の建設	建設省が道路区域を管理するものとする。 道路区域において実施される全ての事柄は、建設省の許可を必要とする。	ISIC4210
	2	高架高速道路、トンネル、内環状道路、外環状道路、インターチェンジ、地下道、立体交差、高架設備、半地下道及び水中トンネルの建設		ISIC4210(42103, 42104, 42105, 42101, 42102)
	3	180 フィート以上の橋の建設		ISIC4210(42102), (42103)
	4	橋の建設に関わる資材（PC ストランド、PC バー、いかり、鉄骨、バリアフレーム、鈹桁、鋼製トラス、補強セメントコンクリート、プレストレスコンクリート等）の製造及び国内流通		ISIC2395, 24100
	5	100 エーカー以上の都市開発計画		ISIC4100, 421, 422, CPC532(53290)
	6	計 50,000 m ² 床面積以上の工業団地に関する公営住宅及び手頃な価格の公営住宅の建設及びマーケティング		ISIC4100, 6810
	7	ネピドー、ヤンゴン、マンダレーを除く、管区及び州の州都における 4 エーカーを超える都市再開発		ISIC4100, 421, 422, 4290, CPC532, (53290)
	8	新しい市や町の開発		ISIC410, 421, 422, CPC5411, 8321

投資規制業種通達の注釈として以下の内容が規定されている。

- (1) 関係する省や組織が運用している法律にて投資に関する制限が定められている場合、当該法律に従うものとする。
- (2) 銀行、保険、金融サービスに関しては、関連する省および組織の計画に基づき、認められる。
- (3) 輸出入を行う投資の場合、商業省の政策に従って行われるものとする。

<航空輸送に関する投資活動の定義/ 範囲>

1. 航空交通サービスは、フライト情報サービス、警報サービス、航空交通情報サービス、航空交通管制サービス（区域管制サービス、進入管制業務及び飛行場管制サービス）を含む。
2. 民間航空訓練サービスは、全ての航空関連の訓練を対象とする。
3. 航空機の修理及びメンテナンスサービスとは、サービスから撤退した航空機またはその一部に対し実施される活動で、いわゆるラインメンテナンスを含まないものを意味する。

4. 空港ホテルサービスとは、空港の一定区画内にて旅行者に対し提供される、客室またはユニットの宿泊施設サービスを意味する。
5. 空港地上支援サービスは、(飛行機の乗降用) 移動式階段に関する取扱サービス、乗客対応サービス、手荷物取扱サービス、貨物の取扱サービスを対象とする。
6. 航空輸送サービスの販売及びマーケティングとは、市場調査、宣伝広告及び流通等全てのマーケティングの側面を含む、航空会社による航空輸送サービスの自由な販売及びマーケティングの機会を意味する。この活動には、航空輸送サービスの価格設定、適用条件は含まれない。
7. コンピュータ予約システム (CSR) 事業とは、航空機のスケジュール、空席状況、運賃および運賃規則に関する情報を含み、それを介して予約または発券することができる、コンピュータ化されたシステムによって提供されるサービスを意味する。
8. 航空貨物輸送サービスとは、航空輸送仕出地から最終目的地までの航空輸送物品の輸送に関し、荷送人/荷受人の代理として提供又は実施される航空輸送及び関連サービス活動及び手配整サービスの意味する。

事業範囲は、以下を含む。

- (a) 航空会社による貨物スペースの確保
 - (b) 必要な輸出入文書の作成
 - (c) 通関手続の処理
 - (d) 集荷及び配達
 - (e) 梱包/倉庫
 - (f) 貨物混載、貨物下ろし
 - (g) 宅配及び物流サービス
 - (h) 内陸貨物サービス
9. 機体ラインメンテナンスサービスとは、24時間までの所要時間で配送中及び基地局で実施される日常点検及び非日常点検、故障の認知 (出典：IATA 計画と生産管理)
 10. (飛行機の乗降用) 移動式階段に関するサービスとは、地上支援設備により、到着時、離陸までの停機時の航空機に対し提供されるサービスを意味する。

サービスには以下の設備が含まれる：

- (a) 地上支援設備、例えば、航空機牽引トラクター、空気調節装置、エアスタートユニット、地上動力設備、積載機器、ユニットロードサービス (ULD)
 - (b) 航空機、旅客ターミナル間において、乗客及び乗務員を輸送するバスサービス
 - (c) 航空機及び移動式階段使用中の乗客に対するセキュリティサービス
 - (d) トイレ及び航空機内部清掃サービス
 - (e) 飲用水サービス
 - (f) 郵便サービス
 - (g) GSE 及びULD のメンテナンス
11. 乗客対応サービスとは、航空会社の手続き及び指示書に従い、搭乗手続きから航空機までの乗客に対するサービスを提供する責任を意味する。
 12. 手荷物取扱サービスとは、ターミナルでの出発及び到着システムにおける手続きを意味する。出発時の荷物の取り扱い、以下の3つの活動で構成される。(1) 空港の区域外でのインタウンチェックイン乗客への検査 (2) 空港ターミナルでのチェックイン (3) 航空機ゲートでの乗客の手荷物のチェックイン及びその時点でのチェックイン。到着時の手荷物取り扱いは3つの活動で構成される。(1) 機体からの手荷物の搬出、(2) 航空機と手荷物受取所間の手荷物の輸送、(3) 回収装置への手荷物の積載 (E. B. Oeran 著「Dictionary of Air Traffic and Traffic Control」より)
 13. 貨物の取扱サービスとは、倉庫、設備の提供又は手配のサービス、積み込み、再積み込み及び保管サービス、税関管理及び必要な書類に関連するサービスを意味する。貨物の取扱いサービスは、アウトバウンド/インバウンド、トランジット用貨物の物理的な取り扱い、アウトバウンド/インバウンド、トランジット貨物の文書取り扱い、不正行為への対応、航空コンテナの制御、税関管理に関するサービス (出典：2004年1月 IATA AHM810 版貨物サービスに関する条項) が対象となる。
 14. 燃料補給サービスとは、航空機及び空港自動車用燃料タンカーの管理及び運営、燃料供給製品の提供を意味する。
 15. 空港安全サービスは以下の事項にわたる。

- (a) 空港アクセス制御サービス
 - (b) 地上及び空中の空港業務の警備及び巡視サービス
 - (c) 空港スクリーニングチェックポイントサービス
 - (d) 航空機の安全調査及び確認サービス
 - (e) 航空貨物及び郵便の安全アクセスポイントサービス
 - (f) 空港駐車場管理サービス
 - (g) 民間航空安全設備メンテナンスサービス
 - (h) 民間航空安全訓練サービス
 - (i) 民間航空安全品質管理サービス
16. 国内航空輸送サービスとは、ミャンマーの全領域において、報酬または運賃によって、乗客、貨物または郵便の公共輸送のために航空機により行なわれる航空サービスを意味する。
17. 国際航空輸送サービスとは、ミャンマーと他の国の領土間及び他国の領土間において、報酬または運賃によって、乗客、貨物または郵便の公共輸送のために航空機により行なわれる航空サービスを意味する。

III. 経済特区法に基づき制限が課されている分野

ティラワ経済特区内においては以下の事業を実施することが認められる（国家計画経済開発省通達2014年第81号4条、7条）。

番号	事業の種類
1.	禁止業種以外の業種
2.	製造を伴わない梱包又は梱包の準備、ラベルを貼付した又は貼付しない製品の貿易、海外企業の責任に基づく製品所有者の指示に基づく製品の保管後の流通
3.	冷蔵貯蔵、ノックダウン生産、セミノックダウン生産
4.	通知2014年81号7条に列挙された事業
	①貿易業
	②住居、ホテル、ショッピングモールを含むインフラ整備事業
	③設計及びエンジニアリング
	④倉庫業及び物流業
	⑤研究開発事業
	⑥コンピュータソフトウェア事業
	⑦法律、医療、金銭管理、遠距離管理事業、税務会計、サポートセンター、ウェブサイトサービス、設計及びデザイン等の決済及び事業の人材資源サービス
	⑧小売及び卸売を含む流通業
	⑨金融業
	⑩専門業（法律及び会計業を除く）
	⑪短長期のリース業
	⑫コンサルタント業を含むその他のサービス業
	⑬建設及びその他の関連事業
	⑭教育業
	⑮自然環境保護事業
	⑯病院及び健康事業
	⑰観光事業
	⑱娯楽事業
	⑲文化及びスポーツ事業
	⑳運送及びその他の関連事業

ティラワ経済特区区内において禁止又は認可されない業種は以下のとおりである（国家計画経済開発省通達 2014 年第 81 号 5 条、6 条）。

番号	経済活動のリスト
1.	禁止業種（5条）
(1)	武器、兵器及び爆破物の軍事目的の製造、修理、提供事業
(2)	自然環境及び生態系に影響を与える製造、加工包装及びサービス業
(3)	海外向けの廃棄物を用いた再生産工場
(4)	麻薬及び向精神剤の製造及び加工包装
(5)	公衆衛生及び自然環境に影響を与えることを理由として国際規制又は WHO により禁止されている毒物、農薬及び化学薬品の輸出、製造又は加工包装
(6)	海外から輸入した産業廃棄物を使用する事業
(7)	オゾン層に影響を与える禁止物質の製造又は加工包装
(8)	アスベストを使用した製品の製造、加工包装、販売
(9)	公衆衛生及び自然環境に影響を与える製品の製造、加工包装
2.	認可されない業種（6条）
(1)	廃棄物処理及びリサイクルに関する国際基準を満たさないプラスチック又は廃棄物の再利用事業
(2)	中古の衣類、綿花及び生地再利用、中古の衣類、低品質のウール、綿花、毛布、スカーフを使用した工場
(3)	海外からの中古品の輸入による修理、改良又は開発お呼びエンジンの修理事業
(4)	既存の法令に反する化学品、生物、品物、産業品及び技術の輸出

IV. 特別法に基づき所管官庁の許認可を要する分野

(1) ホテル業

会社または個人が事業を始める前にホテル観光省に事前承認を求め、その承認を得てホテル観光局に事業許可（ライセンス）を申請する。ライセンスは3年間有効、かつ申請により延長可。

(2) 観光業

旅行企画・運営業、旅行代理店、旅行運送業、ツアーガイドを行おうとする会社または個人は、ホテル観光省からライセンスを取得しなければならない。ライセンスは3年間有効、かつ申請により延長可。

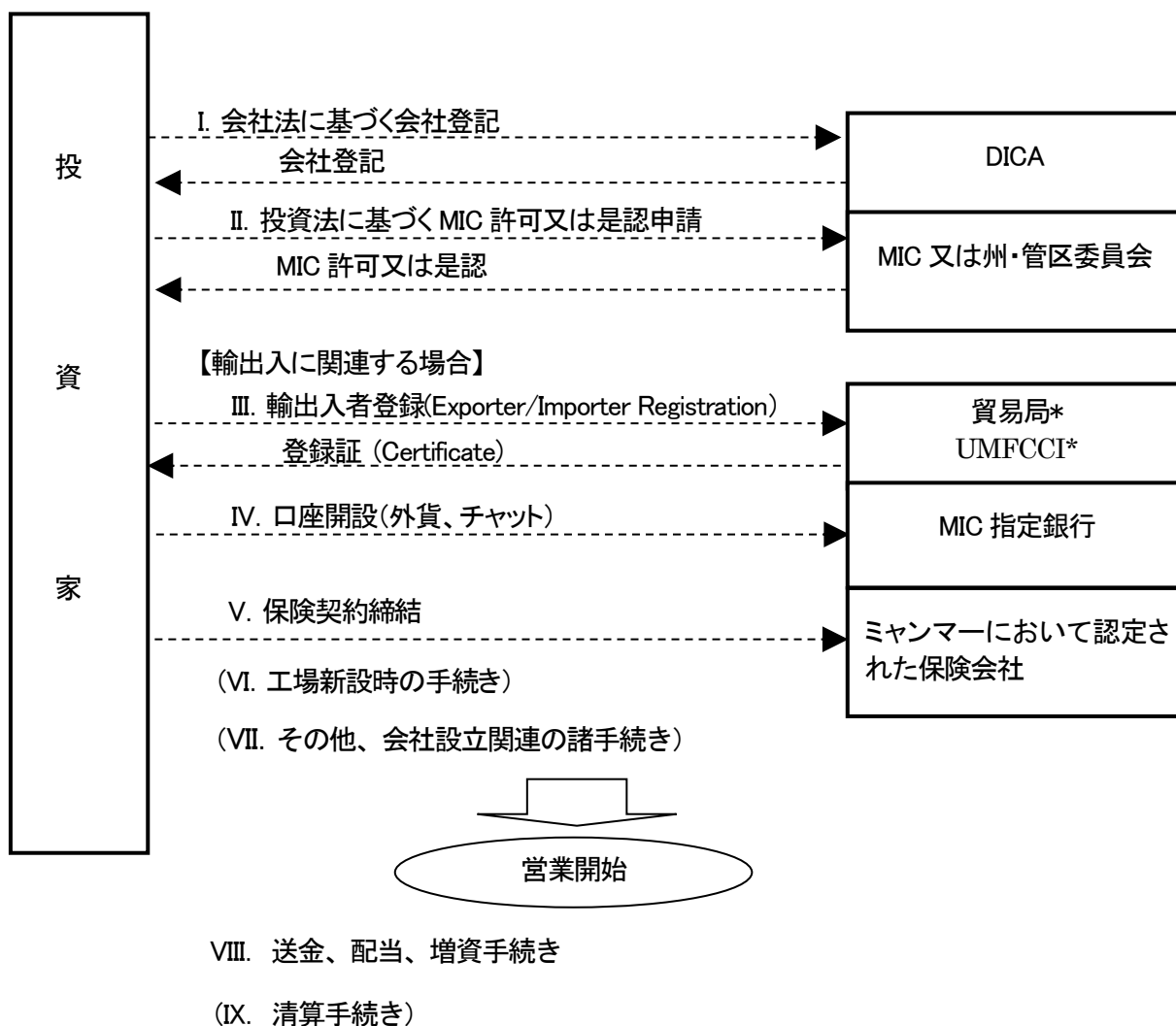
(3) 金融業

金融業には商業銀行、投資または開発銀行、ファイナンス会社、信用組合等が含まれる。国営、民間共同事業、民間の如何を問わず、金融業を興そうとする者はミャンマー中央銀行の事前許可を取得しなければならない。外国の金融業者（銀行を含む）が駐在員事務所を開設する場合も中央銀行の事前承認が必要。

2. 会社設立許可申請手続きの流れ（フロー図）

ここでは、前述1.に基づき、会社設立形態を選択した後の実際の手続きについて、大まかにフロー図を示す（各手続きの詳細は次項以下で説明）。

- a) いかなる形態の場合も→Iより開始
- b) 投資法に基づくMIC許可又は是認を得る場合（政府もしくは省庁の許認可等が必要な事業を除く）→IIも行う



注) 貿易局 (Directorate of Trade) …商業省 (Ministry of Commerce) 内。

UMFCCI (The Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry) …ミャンマー商工会議所連盟。

なお、経済特区法に基づく場合のフロー図は以下のとおりである。

投資家

↓ 申請書 (Form-E) およびその他の必要書類 (事業計画など) の提出

One Stop Service Center (OSSC)

↓

Management Committee

↓ 承認書 (Form-F) の発行

投資家

↓

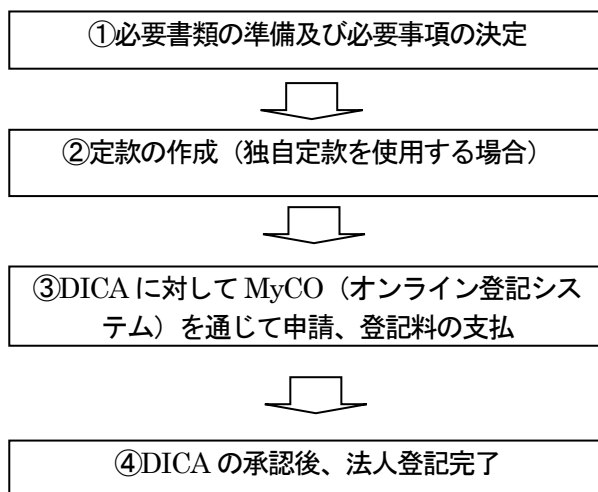
営業開始

3. 各手続きについて

以下、前述2. のフロー図に従って、各手続きについて説明する。なお、会社法、投資法は存在するものの、多くの手続きは、各省庁等の内規や実務慣行に基づき運用されている部分が多く、概して紙媒体等で公表されていない。よって、実際の手続きを進める場合は、事前に該当省庁に確認しつつ進めることが望ましい（投資手続きの主な確認先は、MIC、OSSC、DICA および当該業種の管轄省庁となる）。

I. 法人登記申請

全ての外国会社、海外法人および合弁企業は、会社法に基づき DICA に法人登記の申請を同時に行わなければならない。また、投資法に基づく MIC 許可又は是認を得る会社や経済特区法に基づく投資許可を取得する会社の場合にも法人登記の申請は必要である。申請から許可までの大まかな流れは以下のとおりである。



① 必要書類の準備及び必要事項の決定

会社法に基づく現地法人または海外法人の設立、投資法に基づく MIC 許可又は是認を取得する場合、経済特区法に基づく投資許可を取得する場合のいずれの場合においても、会社法に基づく法人登記が必要である。

当該手続きのための必要書類は進出する企業の形態（現地法人と海外法人のいずれか）によって異なる。特に定款について、海外法人の場合は、法人格が外国企業（本社）にあるので、本社の定款を提出する（本社の定款は、ミャンマー語に翻訳する必要がある、かつ、英語の要約を作成する必要がある）。一方、現地法人の場合は、ミャンマーで法人格を有するため、ミャンマーでの定款（Constitution）を作成し、提出する必要がある。旧会社法上は DICA が公表しているモデル定款を修正することが実務上難しかったが、現在の会社法上はモデル定款の修正も可能となった。MyCO を通じて現地法人設立の申請を行う際には、モデル定款を使用するか独自定款を使用するかを選択する必要がある。

現地法人の法人登記手続きのために必要な申請書類は以下のとおりである。以下の書類を準備した上で MyCO を通じて申請することとなる。

- a) 取締役就任予定者のパスポートコピーまたは NRC（国民登録カード）コピー
- b) 定款（ミャンマー語および英語）（独自定款を使用する場合）

海外法人の法人登記手続きのために必要な申請書類は以下のとおりである。以下の書類を準備した上で MyCO を通じて申請することとなる。なお、パートナーシップ企業については従来任意の登記が可能であったが、現在 DICA は登記を受け付けていない。

- a) 海外法人の authorized officer のパスポートコピーまたは NRC コピー
- b) 本社の登記またはそれに相当する書類
- c) 本社の定款及びそのミャンマー語訳
- d) 本社の定款の要約の英語版（本社の取締役のうち1名のサインが入ったもの）

②定款の作成（独自定款を使用する場合）

DICA が公表しているモデル定款をそのまま使用する場合には、当該過程は不要である。しかし、モデル定款を少しでも修正する場合には、独自定款を作成することとなる。特に、合弁会社の場合には、合弁契約書の内容を反映させた定款を作成することが望ましい。

③④DICA に対して MyCO を通じて申請、登記料の支払、法人登記完了

上述①で準備した書類を MyCO を通じて DICA に提出する。その際、登記料もオンラインで支払うこととなる。登記料はこれまで 25 万チャットであったが、2019 年 10 月 1 日より 15 万チャットに値下げされた（2019 年 9 月 20 日付国家計画経済開発省通達第 84 号）。提出書類及び申請内容に問題がなければ、原則として数日で法人登記が発行される。

II. 投資法に基づく投資許可申請

投資法に基づく MIC 許可又は是認の取得を必要とする企業は、次の手続きにより MIC 又は州・管区委員会に申請する。500 万ドル又は 60 億チャット未満の投資案件の場合には申請先は州・管区委員会となる。

(1) MIC 許可の要否、規制業種該当性等について不明な場合、MIC に対して意見照会が可能である。但し、回答については法的正当性を付与するものではなく、変更されることがある。

(2) (1) 以外の場合

(1) の場合

MIC に対して①MIC 許可業種か、②連邦議会承認業種か、③投資禁止業種か、④投資制限業種か、⑤投資奨励業種か否かについて照会を行う。



事業を行う土地の賃貸借契約書作成
(国有地または民間の土地)



(2) の場合

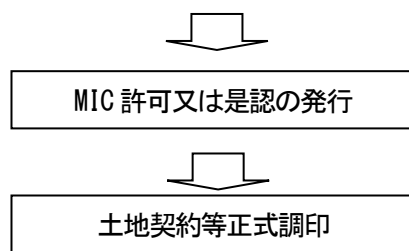
必要書類の作成



MIC へ申請（一定以下の投資金額の場合
においては、州・管区委員会へ申請）



MIC での承認



DICAのウェブサイト (<http://www.dica.gov.mm/en/topic/apply-mic-permit>) 上に、投資法に基づく各申請用紙が掲載されている。具体的には以下のとおりである。

- Form 1 : 投資審査申請書 (Investment Screening Form)
- Form 2 : MIC許可申請書 (Proposal Form)
- Form 3 : MIC許可 (Myanmar Investment Commission Permit)
- Form 4-A : 是認申請書 (MIC宛) (Endorsement Application Form)
- Form 4-B : 是認申請書 (州・管区MIC宛) (Endorsement Application Form)
- Form 5-A : 是認書 (MIC名義) (Myanmar Investment Commission Endorsement)
- Form 5-B : 是認書 (州・管区MIC宛) (Region/State Investment Commission Endorsement)

MIC許可の申請について、ミャンマー投資委員会は提案書を受理した場合、事業評価チームによる評価手続を行い、その後MIC会議を行う (細則47条)。ミャンマー投資委員会は提案書を受理してから60日以内に審査するものとされている (細則49条)。

是認の申請について、ミャンマー投資委員会は、受理した日から30日以内に是認申請書を審査する (細則72条)。受理からの審査期間がMIC許可の場合 (60日) の半分の30日となっており、事業評価チームによる審査も規定されていないことから、より簡便な手続が法令上は規定されている。もともと、実務上は是認の取得についても時間を要することが多い。

資本金には、機械・機器等の価値も含めることができるため、現物出資が認められる。

III. 輸出入者登録 (Exporter/Importer Registration)

法人設立後、輸出入業務に従事する場合 (原材料・完成品を輸出入する必要のある委託加工-CMP企業、製造業を含む) は、輸出入業者登録を行う必要がある。その登録は所定の申請用紙を商業省貿易局 (Ministry of Commerce, Directorate of Trade) に提出することにより行う。MIC許可を取得している申請者は、ミャンマー投資委員会のワンストップ・サービス・センター (One Stop Service Center) に対して行う。また、経済特別区 (Special Economic Zone) に会社を設立している申請者は、経済特別区内に存在するワンストップ・サービス・センターに対して行わなければならない。その際、以下の書類を添付しなければならない。

- ・レターヘッドおよびMD (取締役、経営者、支配人) の署名入りの申請書
- ・Certificate of Incorporation (オンライン登記システム (MyCO) より取得)
- ・Company Extract (オンライン登記システム (MyCO) より取得)
- ・取締役のリスト (NRC (国民登録カード) / パスポートナンバー、役職、住所、署名および顔写真が必要)
- ・申請者のNRC/パスポートの写し (取締役または経営者)
- ・資本金証明書、銀行の証拠書類 (貿易業を行う外国会社の場合)

手続き終了後、輸出入業者登録証 (Exporter/Importer Registration Certificate) を取得できる。輸出入業者登録の費用として 20 万チャットが必要で、5 年間有効である。

なお、全ての申請者は、輸出入業者登録証の申請をトレード・ネット (Trade Net) というオンラインシステムにて行うことができる。2020 年 9 月 30 日付商業省貿易局通達第 13 号が発行されており、COVID-19 感染防止目的で社会的接触を減らすために必要情報をメールで送りオンライン決済のクイックペイを利用することによる新たな輸出入業者登録証明書の発行、修正手続きについて規定された。

また、輸入者は、最大で 5 枚まで代表者カード (Representative card) を取得できる。申請料は、1 枚目は 10,000 チャット、2 枚目は 20,000 チャット、3 枚目は 30,000 チャット、4 枚目は 40,000 チャット、5 枚目は 50,000 チャットである。

次に、ミャンマー連邦商工会議所連盟 (UMFCCI) への加入を済ませなければならない (例外として、水産業者の場合は、UMFCCI ではなくミャンマー水産業連盟 Myanmar Fisheries Federation に登録してもよい)。外国企業の入会金は 30 万チャットである。原産地証明発行等のために必要となる。

IV および V. 銀行口座開設、保険の付保

会社法に基づく法人登記を取得した場合、銀行口座の開設が可能である。口座開設に必要な主な書類は以下のとおりであるが、銀行によって異なる場合もあり、事前に口座開設予定の銀行に確認するのが望ましい。米国による金融制裁の対象拡大等を背景に、邦銀のヤンゴン支店における口座開設には厳しい審査が行われていることに留意が必要。

【口座開設に必要な書類】

- ・ 銀行の指定する申請書
- ・ 申込書
- ・ オンライン登記システム (MyCO) からプリントアウトした Certificate of Incorporation
- ・ MyCO からプリントアウトした Company Extract
- ・ 取締役会の決議書
- ・ 当該銀行に口座を開設している者からの推薦状 (国営銀行のみ)
- ・ 口座に関する権限を与えられる各人のパスポートの写し
- ・ 口座に関する権限を与えられる各人の顔写真 (各 2 枚)

また、投資法に基づく会社の場合、ミャンマー政府が認定した保険会社と (a) Property and Business Interruption Insurance、(b) Engineering Insurance、(c) Professional Liability Insurance、(d) Professional Accident Insurance、(e) Marine Insurance、(f) Workmen Compensation Insurance の契約を締結しなければならない。

VI. 工場新設時の手続き

YCDC (Yangon City Development Committee、市役所に相当) または MCDC (Mandalay City Development Committee) より次の許可を取得する必要がある。

- a) Construction Permit (着工前に YCDC または MCDC より取得が必要)
 - * 建設許可申請時には、塀を作る申請も同時に必要。
- b) Recommendation and Approval (Fire Station Department による承認が必要)
- c) Internal Water Supply (YCDC または MCDC 内の Water Sanitation Department より許可が必要)
- d) Building Completion Certificate (建築終了後、YCDC または MCDC に申請し、許可を取る)
 - * 工場として使用する場合は、第一工業省への登録が必要となる (更新も必要)。

- e) Septic Tank Permit (bと同様に Water Sanitation Department より許可が必要)

VII. その他、会社設立関連の諸手続き

1) 知的財産権保護について

知的財産権保護に関する法律は、長年、ミャンマー著作権法（1914年）のみであったが、2019年1月30日に商標法および意匠法、2019年3月11日に特許法、2019年5月24日に著作権法が成立した。

商標法に関して2020年10月1日にソフトオープニング期間と呼ばれる優先措置期間が開始され、証書登記法に基づき登記された商標の所有者またはミャンマー連邦内の市場において実際に使用されている未登記の商標の所有者の出願が可能となった。2023年3月10日、SACは商標法を2023年4月1日に施行すると発表し、商標法の運用が始まった。また、原則としてオンラインでの出願となり、オンライン出願のためのIDおよびパスワードは日系を含む現地に所在する法律事務所のみが付与されている。

商業省は、2023年9月29日付で意匠規則を公布した。また、2023年10月18日、SACは、意匠法および著作権法が2023年10月31日から施行される旨を通知した。商業省は、2023年10月24日付で著作権規則を公布した。未施行の法律は特許法のみとなり、特許法の施行時期は未定である。特許については、現在登記室（Registration office）において証書登記法に基づく登記を行い、新聞等で公告することにより、特許の侵害があった場合に、一定程度保護することができる。商標法に基づく保護を受けるためには商標法に基づく出願が必要な点に留意が必要である。

2) 通信（電話、ファックス他）

- ① 電話については1999年8月より、ローカル通話にしか使えなかった電話でも直接外国にかけられるようになった。
- ② ファックスは Myanma Posts and Telecommunication (MPT) から設置許可を取得する必要がある。
- ③ 携帯電話のSIMカードを取得するためには、2013年7月25日以降、くじ引きの方法による取得方法のみが認められていた。しかし、2014年に外国会社2社が参入し、市場が大きく変化した。2014年8月にOoredoo社（カタール）がSIMカードを1,500チャットで販売を開始し、同年10月にはTelenor社（ノルウェー。株式譲渡に伴い、現在はATOM社）がSIMカードの販売を開始した。ベトナムの通信事業者大手ViettelグループのViettel Global Investmentが出資したMyanmar National Tele&Communications (MNTC)も免許を取得し、Mytelのブランド名で2018年からサービスを開始した。現在の、SIMカードの値段は1枚1,500チャットである。
- ④ E-MAILは、MPTの独占事業であったものが、BAGAN CYBERTECH（現在：Yatanarpon Teleport）等の設立により、インターネットによるホームページの閲覧も解禁されるとともに、費用も大きく下がっている。MPTは政府機関であり、Yatanarpon Teleportは民間会社である。また、2014年にMPTはKDDIと提携した。MPTが提供しているADSLの料金は、頭金5万チャット、毎年の更新費はなし、毎月の使用量は1MBで2万2,000チャット/月、2MBで4万3,000チャット/月、3MBで6万1,000チャット/月である。

3) 雇用

企業は18歳以上の男女を雇用することができる。14歳以上18歳未満の者を雇用する場合、工場法および店舗および商業施設法において規制が課せられており、14歳未満を労働させることは認められない。

経済特区法に基づく会社の場合には、雇用比率に関する規制が存在する。具体的には、熟練技術を必要とする事業のために熟練工、技術者および専門職員を雇用する場合、事業開始から2年で25%以上、事業開始から4年で50%以上、事業開始から6年で75%以上のミャンマー国民を雇用しなければならない。熟練技術を要しない場合、必ずミャンマー国民を雇用しなければならない。

熟練技術を要しない場合、必ずミャンマー国民を雇用しなければならない点については投資法においても規定されていることから、全会社に適用される。

5人以上の労働者を採用する場合は、タウンシップ労働事務所（Township Labour Office）に届け出をし

なければならない。また、社会保険の支払いが必要となる。

外国企業は通常地元の人材紹介会社や新聞広告を通じて従業員を募集・採用している。募集に際して企業名を使用する場合には法人登記後でないといけない。

会社は、政府における常勤労働者、研修者及び試用期間中の者を除き、労働者の雇用開始後30日以内に労働者と雇用契約を締結しなければならない。また、雇用契約締結後、当該契約書の写しを管轄労働事務所に提出し、承認を得なければならない。

4) 弁護士、会計士の選定

① 弁護士

会社設立までには諸官庁に対する様々な事前許可申請や届け出が必要となる為、これらの手続きを円滑にすすめる為に弁護士を利用することもできる。

法律コンサルタント・公証人のリストは商業省発行の<Guide to Foreign Investment>や<Trade Directory>に掲載されている。

② 公認会計士

法人はBalance Sheet と Profit & Loss Statement の監査を受けなければならない。監査は、ミャンマー会計評議会 (Myanmar Accountancy Council) から業務許可を受けた公認会計士によってなされる為、公認会計士の利用は不可欠である。

5) 不動産規制

① 土地の長期使用权の取得

憲法上、土地の所有権は全て国に帰属すると規定されている。その上で、国はミャンマー国民またはミャンマー会社に対して土地の長期使用权（通常は90年または60年）を付与することができるとされている。不動産譲渡制限法に基づき、外国人または外国会社は当該長期使用权を取得することはできない。不動産譲渡制限法においては、外国会社はミャンマー国民によって管理もしくは支配されていない会社もしくはパートナーシップ、または過半数の株式もしくは持分がミャンマー国民に保有されていない会社もしくはパートナーシップと定義されている。しかし、実務上は不動産譲渡制限法との関係においても1株でも外資が株主に入っている会社は外国会社として取り扱われていた。新会社法施行により、文言通りの運用に変更されるか否かについて実務上の運用について変更されるかが注目されるが、2021年11月28日に不動産譲渡制限法に基づく登記を行うRegistration of Deed OfficeのOfficerに確認したところ、「外資が含まれている会社法上のミャンマー会社が不動産の長期使用权に関する登記を行った事例はある」との回答を得た。しかし、詳細を知ることができなかった。

なお、ミャンマーにおいては、建物は土地の附属物として取り扱われる。

② 土地または建物の賃貸借

不動産譲渡制限法に基づき、外国人または外国企業は土地または建物の賃貸借は原則として最大1年までしか認められない。しかし、投資法に基づき長期の土地賃貸借が認められた場合には、最大50年賃貸借でき、かつ、10年の延長が2回まで認められる。また、経済特区法に基づく会社の場合には、最大50年賃貸借でき、かつ、25年の延長が認められる。

なお、ホテル業に進出する場合は、慣習上、土地の大きさや場所に応じて、年間の借地料とは別途、プレミアム (Land Premium) と呼ばれる借地料（一括払い）が発生する。

③ 住宅

住宅を賃貸する場合は1年間契約を締結し、かつ、家賃の1年分を現金で前払いする事が一般的慣習であるが、現在では、半年間の契約や、支払方法も月次払い等の選択肢が広がっている。

6) 水道、電気、ガス

①水道

都市部では水道整備がなされているが、水質は決して良くない。申請先はYCDCまたはMCDCである。また、水道料金は、以下のとおりである（現地企業と外国企業で費用が異なる点に注意が必要である）。

<p>■工場用水・ホテル用水 1 Unit = 220 ガロン</p> <p>現地企業： 154～220 チャット/1 Unit</p> <p>外国企業： 990～1,100 チャット/1 Unit</p> <p>■自宅用水</p> <p>現地人家庭（メーター付）： 110 チャット/1 Unit</p> <p>外国人家庭（メーター付）： 550 チャット/1 Unit</p>
--

②電気

通常消費者に供給されているのは220ボルト・50ヘルツ・交流である。しばしば停電が有るため、OA機器等を備えた事務所では自家発電装置は不可欠である。

申請先は、Electricity Supply Enterprise 又は管轄のTownshipである。電気料金は、以下のとおりである。

工場用：	1kWh ～ 500kWh まで 125 チャット/kWh
	501kWh ～ 5,000kWh まで 135 チャット/kWh
	5,001kWh ～ 10,000kWh まで 145 チャット/kWh
	10,001kWh ～ 20,000kWh まで 155 チャット/kWh
	20,001kWh ～ 50,000kWh まで 165 チャット/kWh
	50,001kWh ～ 100,000kWh まで 175 チャット/kWh
	10,0001kWh 以上 180 チャット/kWh
自宅用：	1kWh ～ 30kWh まで 35 チャット/kWh
	31kWh ～ 50kWh まで 50 チャット/kWh
	51kWh ～ 75kWh まで 70 チャット/kWh
	76kWh ～ 100kWh まで 90 チャット/kWh
	101kWh ～ 150kWh まで 110 チャット/kWh
	151kWh ～ 200kWh まで 120 チャット/kWh
	201kWh 以上 125 チャット/kWh

③ ガス

ヤンゴン市内ではプロパンガスが普及し始めている。民間小売り業者の販売価格は、1 Viss= 5,800～6,500 チャットである(1 Viss=約 1.66Kg)。

④社用車、自家用車

車両については自社で購入し運転手を雇用する場合と、運転手付き車をリースする場合の2通りが一般的である。

*参考：運転手付き車リース代 月額1,300～2,500ドル（残業代・ガソリン代込み。車種により価格差あり。2023年現在。）

7) 屋外看板・広告

①看板・広告の設置場所

- ・1 YCDC の土地
土地の使用料は必要ないが、看板税が高くなる。
- ・2 政府官庁または個人の所有地
土地の使用に当たり、政府官庁等との契約が必要（土地使用料発生）。契約後、YCDC に設置許可申請。

＊ 看板・広告の設置申請

個人・会社単位で対応するには手続きに不明瞭な部分が多く難しいため、通常広告代理店を通じて依頼することが多い。

② 看板税の支払い

- ・ 1 支払いは地区によって異なり、翌月前払いまたは一期分を前払い。（4月1日から翌年3月末を一期とする）
- ・ 2 海外企業・海外ブランドの看板・広告もチャット払いであり、ローカル企業・ローカルブランドについてもチャット払い。

注1) チャット払いにするため、敢えてミャンマー語表記にするところもある。

注2) YCDC により、看板・広告のチェックがされているが、ヤンゴン全域まで手が回らないらしく、戸外や路地裏等の目立たないところでは看板税を払っていないところもある。

注3) 看板・広告を撤去する際にも YCDC の営業許可が必要。

注4) 展示会等での一時的な看板・広告・旗の設置等についても、本来許可が必要であるが、見逃されている場合もある。

VIII. 送金、配当、増資手続き

1) 送金

外国投資家は、投資法に基づき投資に関する以下の資金を海外に送金することができる（投資法 56 条）。

- (a) 資本金。但し、ミャンマー中央銀行の資本取引に関する規則に従うものとする。
- (b) 利益、キャピタルゲイン、配当金、ロイヤルティ、著作権料、ライセンス料、技術的支援及びマネジメント費用、株式およびその他の本法に基づく投資に関する経常利益
- (c) 投資または投資に関連して所有していた財産の全部もしくは一部の売却による利益
- (d) ローン契約を含む契約に基づく支払
- (e) 投資に関する紛争の和解に基づく支払
- (f) 投資又は没収に際して行われた補償やその他の支払
- (g) ミャンマー国内で適法に雇用された外国人駐在員の収入や報酬

上記(d)の ローンに関する送金や受領は規則に基づき、ミャンマー中央銀行の承認を得て行う必要がある。

2) 持分変更

- (a) MIC許可会社の株式の過半数以上の譲渡の場合、MICの許可が必要となる。
- (b) 上記以外のMIC許可又は是認を取得している会社の株式譲渡の場合、譲渡後にMICに対して通知を行う必要がある。
- (c) 上記以外の場合、MyCOを通じて所定の料金を支払い、所定のフォームに記入してDICAに対して提出する。

3) 増資

- ① 増資のための送金を実施する。
- ② ①の手続き終了後、MyCOを通じて所定の料金を支払い、所定のフォームをDICAに対して提出する。
- ③ 増資後は、取締役会の議事録またはその他関連書類を保管しなければならない。

IX. 清算手続き

- 1) 取締役会 (Board of Directors) において会社清算の決議を行う。
- 2) 取締役による裁判所における宣誓を行う。
- 3) 任意清算を支援する会社の清算人通知 (W-01) を提出する。
- 4) 債権者に対する新聞公告 (Newspaper) を行う。
- 5) 株主総会における会社清算の特別決議を行い、清算人 (liquidator) の指名を行う。これにより、取締役会は権限を失う。清算人は、負債の清算、税金の支払い等、所用の手続きを行う。

*清算人には、Myanmar Association of Insolvency Practitioners (MAIP) の会員である弁護士 (Advocate) または CPA (Certified Public Accountants) を指名。

- 6) 最後の株主総会開催に関する新聞公告 (Newspaper) を行う。
- 7) 最後の株主総会を開催する。
- 8) MyCO を通じて、W-09 Form を提出する。上記手続きは現地法人の清算についてであり、海外法人の場合には、所定のフォーム (E9) を DICA に提出するのみで足りる。事業停止日から 21 日以内に提出する必要がある。もっとも、DICA への提出は不要であるものの、将来の税務上の問題を予防するためには Tax Clearance Certificate も取得することが望ましい。